



新しい時代の消費生活、男女共同参画を自らが  
考える場を意味しています

i…愛情・情報・私 ne…新しさ(=new)次の時代(=next) s…消費 s…参画

No.69  
2013.4

# アイネス ホツと通信

## 大分県第1号の認定NPO法人が誕生しました!



平成25年2月12日、「NPO法人青少年の自立を支える青空の会」が、大分県第1号の認定NPO法人として広瀬知事から認定証の交付を受けました。

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことによりNPO活動を支援するもので、認定NPO法人に寄附をすると、寄附者の税金（国税・地方税）から寄附金額の最大約50%が控除されます。

平成24年4月、NPO法が改正され、認定事務が所轄庁（都道府県・指定都市）に移行されたことや、平成23年の税制改正における認定基準の緩和等により、全国で次々と認定NPO法人が誕生しています。

平成25年1月末現在、所轄庁認定NPO法人は42法人、国税庁による旧認定NPO法人も含めると、全国の認定NPO法人は、307法人となりました。

「NPO法人青少年の自立を支える青空の会」は、平成17年1月の設立以来、自立援助ホーム「ふきのとう」の運営などにより、自立困難な青少年に対する支援を行ってきました。

自立援助ホームとは、義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や家庭にいることができない児童が入所し、自立を目指す場所で、現在全国に約70カ所設置されています。

「ふきのとう」は、定員（男女）6名の里親型ホームで、澤田理事長夫妻やスタッフ、ボランティアにより運営されています。

虐待や様々な事情により家庭で育つことができず、心に深い傷を受けた子ども達に安心して過ごせる環境を提供し、学業や就職相談、金銭・健康管理などのきめ細かい支援により、子ども達の自立をめざしています。

澤田理事長は、「今後、国が支援の対象外としている分野でも積極的に事業展開を行いたい。今回認定を受けたことにより当法人の活動を広く知ってもらい、財源の確保にもつなげたい。」と話されています。

今後、県内に多くの認定NPO法人が誕生し、NPO活動がより活性化することにより、誰もが心豊かに暮らせる地域となっていくことが期待されます。

認定の取得については、大分県消費生活・男女参画プラザ 県民活動支援室で事前相談（予約制）を行っていますので、電話097-534-2052にご連絡ください。



アイネス  
相談ダイヤル

月～金曜日  
(祝・休日を除く)

- ◆消費生活相談 097-534-0999(9:00～17:30)
- ◆消費生活特別相談 097-534-0999  
第3日曜日(休館日)を除く日曜日 (13:00～16:00)
- ◆食品表示110番 097-536-5000(9:00～16:30)
- ◆男女共同参画についての申出 097-534-8477(9:00～17:00)
- ◆女性総合相談 097-534-8874(9:00～16:30)
- ◆女性のための仕事相談 097-534-8614(9:00～16:30)
- ◆県民相談 097-534-9291(9:00～16:30)

### 業務(行政)に関する連絡先

- 消費者行政に関すること(消費生活班)  
**☎097-534-2038**
- 男女共同参画行政に関すること(参画推進班)  
**☎097-534-2039**
- NPO行政に関すること(県民活動支援室)  
**☎097-534-2052**
- 会議室利用に関すること(総務管理班)  
**☎097-534-2062**
- その他のお問い合わせ(代表電話)  
**☎097-534-4034**

# 由布市消費生活センター設置のお知らせ



平成25年3月1日に由布市の「消費生活相談窓口」が新たに「**由布市消費生活センター**」としてスタートしました。

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどについて消費生活相談員が公正な立場で相談に応じます。

- 名 称：由布市消費生活センター
- 所在地：由布市湯布院町川上3738番地1（由布市商工観光課内）
- 相談日：月～金曜日（祝日、年始年末を除く）
- 時 間：午前8時30分～午後5時まで
- 電 話：0977-84-3111（内線512）

・ご相談の場合は相談内容（契約時の状況等）を整理して要領よく伝えられるよう準備しておきましょう。



## ■改正特定商取引法施行のお知らせ

業者が家庭を訪問して貴金属等を強引に安く買い取る「押し買い」を規制する改正特定商取引法が本年2月21日に施行されました。

訪問販売や電話勧誘販売等を規制する特定商取引法に、「押し買い」が「訪問購入」という新しい取引類型として加えられ、不招請勧誘の禁止やクーリング・オフの規定が設けられました。

不招請勧誘とは、消費者から買い取りに来てほしいという要請を受けずに業者が消費者宅を訪問し、買い取りの勧誘をすることです。今回の改正によって、買い取り業者が消費者の承諾なしに突然自宅を訪問することはできなくなります。

クーリング・オフは、訪問販売等と同様に、契約書を受け取ってから8日間は無条件で契約を解除できる制度です。

また、「訪問購入」には、クーリング・オフ期間中は物品を業者に引き渡さず、手元に置いておくことが認められる訪問販売にはない規定も設けられています。

「押し買い」規制は、原則としてすべての物品が対象となります。

ただし、次の物品は規制の対象外とされています。

- |             |     |          |
|-------------|-----|----------|
| ◎自動車（二輪を除く） | ◎家具 | ◎有価証券    |
| ◎大型家電       | ◎書籍 | ◎CD・DVD類 |



お持ちでは  
ありませんか？

### 未対応の無償改修・回収等対象商品

製品事故の未然・拡大防止のため、事業者により製品の無償改修等が行われることがあります。

消費者庁では、無償改修等が行われている製品についてリコール情報サイトで情報提供しています。

該当製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡してください。

#### ★消費者庁 リコール情報サイトのお知らせ★

PCから <http://www.recall.go.jp/>  
携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

### 「消費生活専門相談員」資格とは？

消費生活専門相談員資格認定制度は、地方公共団体等が行う消費生活相談業務に携わる相談員の資格を認定する制度で、独立行政法人国民生活センターが国の認可を得て平成3年から実施している事業です。

昨年9月に実施された24年度の認定試験には大分県から消費生活相談員養成研修及び資格取得支援講座の受講者等12名が合格し、「消費生活専門相談員」として認定されました。今後の活躍が期待されます。

県では、平成25年度も資格取得支援講座を開催する予定です。

## 平成24年度大分県男女共同参画実践者講座を開催しました!!

大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉では、地域において男女共同参画の推進に向けての実践活動や啓発を行える人材の育成を目的として、「男女共同参画実践者講座」を開催しました。

### 第1日目

実施日	時間	カリキュラム
平成25年 2月14日(木)	13:40～ 15:40	□男女共同参画社会の推進を考える ～意識改革から第二ステージへ～ 別府大学准教授 キャリア支援センター副センター長 佐藤 敬子 氏

男女共同参画社会について基本的な視点に立ち返り再考するとともに、現在の日本の状況を諸外国のデータ等を交え、分かりやすく解説されました。また、セクシュアル・ハラスメントやワーク・ライフ・バランスについてもお話しをいただきました。



### 第2日目

実施日	時間	カリキュラム
平成25年 2月19日(火)	10:00～ 12:00	□地域防災・災害復興と男女共同参画 ～なぜ防災・復興に男女共同参画が必要なのか～ 関西学院大学災害復興制度研究所 研究員 山地 久美子 氏

阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興支援に赴かれた体験や、国や海外の防災・災害復興計画の現状等について詳細な説明をいただきました。講演前日には、昨年7月に豪雨災害にあつた竹田市を視察され、大分県の防災・災害復興のあり方についても言及されました。



実施日	時間	カリキュラム
”	13:00～ 14:00	□男女共同参画推進グループによる活動事例発表 ～市民と行政とのパートナーシップを求めて～ ステップアップ・おおいた 藤崎 薫子 氏 西村 章子 氏

「男女共同参画ステップアップ・おおいた」を立ちあげられ、これまでの活動でご苦労された点等について説明がありました。講演の中では、男女共同参画をテーマにした初公開の"寸劇"も披露され、会場から多くの歓声が上がりました。



実施日	時間	カリキュラム
”	14:00～ 15:30	□女性の人権と男女共同参画 大分県人権問題研修講師 松木 和美 氏

先生の豊富な知識と経験に基づき、女性の人権と男女共同参画について、学術的な分析に基づくご講演をいただきました。後半では、特にDV、性的被害、セクシュアル・ハラスメントの深刻な現状や、ワーク・ライフ・バランスの課題等の解説がありました。



### 最終日

実施日	時間	カリキュラム
平成25年 2月25日(月)	10:00～ 15:00	□相手を満足させる講座づくり ～企画のコツと人が集まる講座づくり～ 大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」 理事長 牟田 静香 氏

年間150件ほどの講演をこなされる牟田先生をお招きし、午前から午後にかけ4時間のご講演をいただきました。後半では7班のグループに分かれ実際に講座のチラシを作成し、全員で検証しました。先生の「もっとも大切なことは…まずは企画ありき！」との言葉が印象的でした。



# 「おおいたNPO法人事典」が完成します。

現在大分県内には約500のNPO法人（特定非営利活動法人）があり各地域で活動しています。

NPO法人がどのような専門性を有し、どのような分野で地域貢献活動しているのかなど、訪問・面談し、ヒアリングを行いました。その内容をまとめた冊子を現在作成しています。

企業や行政関係者に協働推進（マッチング）の参考資料として活用いただくほか、県民の皆様に、NPO法人への寄付のご検討や、NPO法人のイベント等をご確認される際のガイド本として、活用していただける内容となっています。

スマートフォンなどを使用して、法人ごとのQRコードから、おおいたNPO情報バンク「あんぽ」の各法人紹介ページにダイレクトに接続・閲覧できる連携機能も備えています。

ご希望の方は、**アイネス県民活動支援室（電話097-534-2052）**、  
又は、**おおいたボランティア・NPOセンター（電話097-555-9770）**まで  
お問い合わせください。



# DVD「おおいたNPOビジュアル講座」が完成します。

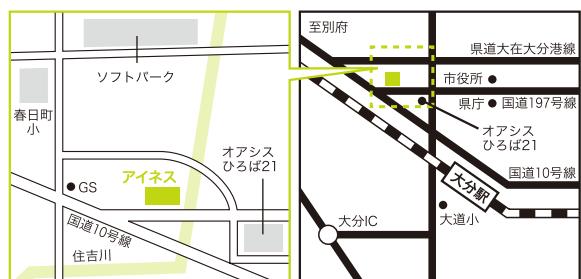


設立まもないNPO（民間の非営利団体）や、これからNPO活動を始めようとする方々の参考となるよう、DVD「おおいたNPOビジュアル講座」を現在制作しています。NPOの概念や、NPO法人の設立手順、運営方法などを7つのテーマごとにまとめ、わかりやすく解説しています。

NPOは、地域社会の課題解決を使命に、自発的に活動を展開し、県民主体の公益活動を担う存在です。多くの県民・企業の皆様にもご覧いただき、NPOへの理解を深めていただければ幸いです。

◎7つのテーマ…「NPOって何だろう」「入門編」「設立編」「運営編」「発展編」「協働編」「探検編」

ご希望の方は、**アイネス県民活動支援室（電話097-534-2052）**、  
又は、**おおいたボランティア・NPOセンター（電話097-555-9770）**まで  
お問い合わせください。



## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

〒870-0037 大分市東春日町1番1号(NS大分ビル1階)  
電話 097-534-4034(代表) FAX 097-534-0684  
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>  
Eメール a13040@pref.oita.lg.jp

アイネス★ホッと通信・2013年4月号(平成25年3月25日 発行)／大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

\*アイネスや「アイネス・ホッと通信」に関するご意見・ご感想をお寄せください。